

## 入札保証金注意事項

### 1 入札保証金の額

入札金額の100分の5以上とする。

入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を提出する必要がある。

### 2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。

### 3 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

(1) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面(第2号様式に契約書を添付した書面)を令和4年3月16日(火)までに提出(必着)した場合

(2) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札開始時刻30分前までに提出した場合

※現金及び小切手で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取扱いに配慮が必要となります。可能な限り、入札保証金の免除の手続きをとって下さるようご検討をお願いします。

### 4 小切手等で納付する場合の方法

納付方法	下記の場所へ直接持参し、沖縄県立宮古病院総務課が発行する保管証と引き替える。
納付場所	沖縄県立宮古病院 総務課
納付期間	入札日に限る
還付方法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名、押印する(落札者以外)

### 5 現金で納付する場合の方法

納付方法	(1) 第3号様式の入札保証金納付書発行依頼書及び第4号様式の債務者登録票に必要事項を記入し、県立宮古病院総務課へ令和4年3月16日(水)までに提出する。 (2) 債務者登録票等に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを県立宮古病院総務課へ速やかに提出すること。
納付場所	金融機関
納付期間	令和4年3月18日(金)まで

	※納付場所の窓口対応時間に留意すること。
還付方法	入札終了後、入札日翌月末日までに登録した口座へ振り込む（落札者以外）

6 入札保証金に代わる担保(必ず事前に契約担当者と相談すること)

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債及び地方債

担保の価値：額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する証券及び契約担当者が確実と認める社債

担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額

(3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値：小切手金額

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値：手形金額（その手形の満期の日が該当手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 郵便為替証券及び定期預金債権

担保の価値：当該債権証券に記載された債権金額（定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証券及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。）

(6) 契約担当者が確実と認める社債

担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額

(7) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証

担保の価値：保証金額

7 その他

上記の各種手続きに関する受付時間は、特に指定がある場合を除き午前9時から午後4時までとする。